

平成26年第2回春日那珂川水道企業団議会定例会（第2日）

1. 出席議員（10名）

1番	村	山	正	美	2番	中	原	智	昭
3番	原	口	憲	雄	4番	松	尾	正	貴
5番	津	留		涉	6番	柴	田	英	明
7番	岩	切	幹	嘉	8番	春	田	智	明
9番	壽	福	正	勝	10番	五	藤	源	寿

2. 欠席議員（なし）

3. 説明のために出席した者の職氏名（9名）

企業長	武末茂喜	副企業長	井上澄和
参与	高田重徳	参与	後藤俊介
局長	櫻井隆司	総務課長	中島勝巳
浄水課長	笹渕福美	施設課長	重松岩敏
料金課長	平山幸生		

4. 出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 山崎巖 書記 糸山明宏

5. 議事日程第2号

日程第1 一般質問

日程第2 議案第10号から議案第19号に対する質疑、討論、採決

6. 会議に付した事件名

議案第10号 平成25年度春日那珂川水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第11号 平成25年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について

議案第12号 平成26年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

議案第13号 春日那珂川水道企業団水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 春日那珂川水道企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 春日那珂川水道企業団個人情報保護審査会委員の任命について

- 議案第17号 春日那珂川水道企業団個人情報保護審査会委員の任命について
- 議案第18号 春日那珂川水道企業団個人情報保護審査会委員の任命について
- 議案第19号 春日那珂川水道企業団個人情報保護審査会委員の任命について
- 報告第1号 平成25年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算繰越報告について
- 報告第2号 平成25年度春日那珂川水道企業団情報公開制度及び個人情報保護制度の運用  
状況について

開会 14時02分

○岩切議長 それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付をいたしております議事日程第2号により議事を進めてまいります。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会に1名の方から質問通告書が提出されております。

早速、質問をお受けいたします。

9番壽福正勝議員。

○壽福議員 9番壽福正勝であります。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1項目めでございますが、水道休止、これの定義についてであります。水道を休止するということについては、これまで使っていた水道を何らかの事由によって水道を止めざるを得なくなつた。そして、その事由というのはいろいろあると思うんですが、長期の入院だとか、あるいは高齢のためにしばらくの間子供のところへ身を寄せるとか、いろいろあると思うんですが、要はそこで生活をすることが困難になったと、それで水道休止の手続をするということであろうというふうに思いますが、水道休止の定義についてお示しをいただきたい。それがまず1点でございます。

2項目めです。これは、水道引き込み時の工事費の格差についてであります。これは、道路の要するに片方しか埋設されていない本管、これから反対側の道路に引き込もうとするときに、何らかの補助といいますか、そういうものができないかということであります。今那珂川町は市制施行に向けてさまざまな施策を行っておりまして、マンションとか一戸建てとかですね、多く建設をされています。実は、私もある住宅会社の社長さんから連絡をいただきまして、この水道を引き込もうとしたんだけれども、道路の反対側に本管があつて、歩道、車道、歩道、そしてそれを横断して引き込もうとすると多額の費用がかかると。何とかならないかというようなことがあります。これは当然企業団にも御相談申し上げたんですけども、結局最終的には井戸を掘るということになりました。同じこの水道の水を飲むのに、歩道の近くにある、本管が歩道の近くにあるところは数万円の工事費で済むと。しかしながら、その水道本管の反対側の住宅に引き込もうとすると、それはもう数十万円あるいはそれ以上の費用になるということでございまして、このことについてどのように把握しているかということでございます。

○岩切議長 答弁をお願いいたします。

平山料金課長。

○平山料金課長 ただいまの壽福議員の1項目めにありました水道休止の定義についての御質

間にお答えさせていただきます。

水道料金の算定につきましては、最低単位が立方メートルと規定しております。このため、算定期間中の使用水量が1立方メートル未満の場合はゼロ立方メートル使用として基本料金のみをいただいております。これにつきましては、当企業団の給水条例の施行規則第17条第1項に、水道の使用中止または廃止の届け出がないときはメーターに使用水量を表示しない場合でも基本料金を徴収すると規定をしております。これに基づいて基本料金をいただいております。一方で、水道の使用を中止する場合には、給水条例の第9条第1項の規定に、あらかじめ企業長に届け出をしなければならないという規定がございます。長期の未使用や先ほど議員がおっしゃいました入院とかなどの長期不在によって御使用者の方からの中止の届け出があった場合は、そこで一旦料金の精算を行います。再開栓の届け出がなされるまでは、この規定に基づいて一時的に基本料金を請求しないということをいたしております。ただし、この場合に關しましては、休止の日から休止の解除の間については止水栓といいまして御家庭に設置させていただいております元栓を一旦閉栓を行います。したがいまして、休止中に時々少量の水を使うというような使用方法ができないという形になっております。休止の届け出があった場合等につきましては、その旨を御説明さしあげて御了承いただくという形のもとで一時休止という形で取り扱っております。

以上です。

○岩切議長 重松施設課長。

○重松施設課長 2項目めの水道を引き込もうとしたときに、水道本管の埋設位置によって個人負担に差ができる状況についてどう把握しているかとのお尋ねにお答えいたします。

企業団では、現在までの布設で両側に歩道があるような道には水道本管を極力両側に布設していくように整備を進めていますが、区画整理地内などでは一方のみに布設されているようなところも点在しております。また、引き込み工事に要する費用は御指摘のような場合を含め、水道本管の布設状況により差が生じていることは認識しております。しかしながら、給水装置の新設等に要する費用については、現在給水条例第6条の規定により、申込者の負担となっているところでございます。

以上でございます。

○岩切議長 9番壽福正勝議員。

○壽福議員 それでは、料金課長にお伺いいたしますが、この使用休止をすれば当然これは基本料金にも反映されるわけですが、ふだんは井戸水を使って全く水道を使わなくとも基本料金を支払っている家庭がございます。また、休止届を提出をして基本料金を支払わなく

てもいい家庭もございます。先ほど申し上げました、そこで生活が困難になった、要は長期不在になると思うんですが、入院とか出張とかですね、要するにそこに生活圏がないわけですね。そういうことについては十分これは理解をするわけですけれども、井戸併用等によりまして休止届を出している家庭、これについてはやはり基本料金というのを徴収するべきではないかと考えます。といいますのも、井戸水が枯渇をした、あるいは井戸ポンプが故障した等々によりまして、これまで休止をしていた水道を復活をさせる。そして、井戸水が使える状態になればまたすぐ休止届を出す。出せば基本料金要らないですね。このことはやはり改めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○岩切議長 平山料金課長。

○平山料金課長 ただいまの壽福議員からの再度の御質問にお答えさせていただきます。

当方としましても、配水管整備に要した費用と企業団の健全経営等を考えますと、水道利用者全員からの給水契約の継続をお願いしたいところですが、現在のところ、これに関する細かい規定を設けておりません。したがいまして、現行で先ほど述べました給水条例、給水条例の施行規則の規定に基づいた対応を行っているところでございます。議員御指摘の点につきましては、今後関係課との協議、それから近隣事業体の状況なども十分に調査して対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○岩切議長 9番壽福正勝議員。

○壽福議員 再度、じゃあ料金課長にお伺いします。というよりも、話はわかりました。しかし、この一時休止を願い出てる家庭においても、企業団に連絡をとればすぐさまその給水を受けられる。よく企業団おっしゃってるのは、その止水栓でとめてるこの状況と、それから蛇口をひねれば水が出る状況、これがえらく違うとおっしゃるんですよね。だけど、私は蛇口をひねれば出るのと、それは確かに企業団に電話をして来ていただいて止水栓を開栓してもらう、そうすれば水が出るわけです。この差っちゅうのは、それほどあるんだろうかというように思うんですね。今後、料金値上げとかそういうときになった場合、やっぱり日々水道を使用している人、そういう方に大きな影響が及ぶわけです。一時休止を願い出るところについては、値上げがあってもほとんど影響しないと。せめてこの基本料金、これはやはり支払っていただくような、そういう水道休止の規則の見直しというのを、ぜひ私が必要であろうというふうに思います。

それでは、施設課長のほうに再質問を申し上げますが、先ほど引き込み工事に要する費用、これについて差が生じているということについては認識をしているということでございました。同じ水道水を飲むのに、水道を引き込む時点での数百万円の差が出てくる。それ

じやあ、水道をやめて井戸を掘ろうと、先ほどの例を申し上げましたが、こういうことになります。そうなりますと、先行投資に要した費用や企業団の健全経営にも影響が出かねません。これは何らかの対策をとるべきだというように考えます。一つの例として、先ほど言いました応分の補助を出してやるとか、ぜひこれは検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○岩切議長 重松施設課長。

○重松施設課長 ただいまの再質問にお答えいたします。

引き込み工事に係る費用について補助などの何らかの対策をとるべきではないかとのお尋ねでございます。費用につきましては、水道本管の布設の状況や道路の形状、地形、管の口径等によってさまざま異なるものでございます。したがいまして、個別での対応はなかなか難しいと考えております。企業団としましては、水道本管の計画的な布設で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○岩切議長 9番壽福正勝議員。

○壽福議員 個別での対応は難しいと、それは道路の形状とか構造とか、あるいは管の口径に違いがあるからということですが、この道路の形状とか管の口径というのは幾つかのパターンに限られると思うんです。そんなに何十種類もあるわけじゃないですね。その幾つかのパターンをそれぞれ積算をして、そして補助率を定める。さほど私は難しいとは思いません。水道本管の計画的な布設と言わされましたけれども、果たしてその費用対効果がどちらがいいのかというふうに実は考えるところです。

それでは最後に、こういうことも考えられるのではないかということをちょっと申し上げておきます。

道路反対側から引き込む費用、これは個人負担ですね。個人負担。そして、公道の下に布設された水道管はこれは個人の財産、公道の下にある水道管が個人の財産、そしてこの個人の財産に水漏れとか不具合が生じれば、これは企業団で無償で修理をされとる。個人の財産をどうして企業団が無償で修理修繕を行うのか、この辺もよくわかりません。こういうことからしても、私はやはり道路の反対側を例に挙げておりますけれども、この横断して引き込む場合、企業団が費用負担をして引き込む、そして財産も企業団のもの、そして不具合が生じれば当然これは企業団が修理修繕をすると、これが本来の姿であろうというふうに考えます。これはぜひ検討の余地があるんじゃないかと考えております。先ほど述べましたように、対策はいろいろあると思います。費用対効果も十分に検討されて結論を出していただきたいと、このことを申し上げまして私の一般質問を終わりります。

○岩切議長 答弁ありますか。

櫻井局長。

○櫻井局長 壽福議員の再々質問に対しまして答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、公道の部分、私どももちゃんと不公平感が発生するのは認識はしておりますが、当初この水道管の本管からの分岐に関してはお客様のほうでやっていただくということ、今現在の話じゃございません、これからのことではなく、これまでの状況としましてはやはり個人負担でやっていただけます。先ほどちょっと言ってありました公道の種類に関してですが、これにつきましては私どももお客様は一応公道から分岐をして、そこを占用を出して、道路占用を出されてしております。これに関する修理についてでございますが、修理はお客様どうしてもやってくださいというと、なかなかされない。料金にはね返らないからしないということで、貴重な資源の無駄になる点、それから二次災害、道路陥没等によって事故等が生じたときの二次災害等、そういうことの防止の点からやむを得ず企業団のほうが負担しておるところでございます。ただ、先ほど施設課長が説明しました、本来個別に補助を出していくよりも面的な整備で配水管等を整備していったほうがいいんじゃないかという点が私どものお客様の負担に対するその考え方で、分岐に関してお客様負担です、本管については私どもが整備しますという観点からそういうことを申し述べておりますが、費用対効果の点もお話をいただきましたので、今後は現在近隣等を調査しますと大体同じような取り扱いをやっておりますが、今の費用対効果といった点につきまして、今後十分調査をして対応をしていきたいということにしていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○岩切議長 これで壽福議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

日程第2、これより質疑に入ります。

議案第13号春日那珂川水道企業団水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について1名の方から質疑の通告があつてありますので、質疑をお受けいたします。

1番村山正美議員。

○村山議員 1番村山正美です。議案第13号春日那珂川水道企業団水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

今回の条例改正で、目標年度を平成32年度としています。給水人口は16万2,800人から15万2,100人に、1日最大給水量を5万7,600立方メートルから4万2,000立方メートルに縮小されようとしています。これまでの過大な事業計画を適切な規模に改められることは必要なことですが、過小な計画になると水道事業の根幹である安定給水が保障されるかが

心配であります。

平成25年度の水道企業団の決算で、給水人口は15万1,168人、1日最大配水量は4万868立方メートルです。全行政面積が給水区域になっている春日市の人口は、昨年の8月末の11万1,629人から、ことしの8月末では11万2,177人となり、548人増加していますから、2年もすれば給水人口が計画給水人口を上回ることになります。また、1人1日最大配水量は270リットルですので、この人口増が続くとすれば5年足らずで給水量不足が発生することになります。こんな計画が適切ですか。安定給水は保障されますか。質問いたします。

○岩切議長 櫻井局長。

○櫻井局長 ただいまの村山議員の質問にお答えさせていただきます。

需給計画の策定につきましては、当初平成23年度から32年までの10年間の予測を立てておりました。しかしながら、工事の発注の遅れから一部見直しを行いました、厚生労働省と事前協議、協議を重ねてまいりました。この予測を立てる際に、男女別あるいは年齢別の人団構成等、過去の実績値をもとに平均的な伸びなどを加味し算出しております。しかしながら、実績値となりますと前年度あるいは前々年度の数字を使うため、直近の伸びが十分に反映されず、今回のようなケースが生じたのではないかと考えております。

そこで、議員御指摘の給水人口の計画値と決算値が近づいている点につきましては、これから今後の春日市、那賀川町の人口の動向も十分注視しまして、厚生労働省とも密に協議を行っていき、時に応じて必要な措置を講じていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○岩切議長 1番村山正美議員。

○村山議員 適時、厚労省と協議という、基本的にはそういうことになるんだろうと思うんですが、この計画の見直し自体が私から見ればどうも全国的な平均というのがかなりウエートを占めて、春日那珂川水道企業団の給水区域内の動向、この状態が適切に反映されたものというふうには理解できない問題があります。そういう点で、実態を踏まえた上で、先ほどのお答えがありましたように、計画の見直し等々も本当に安定給水を阻害するようなことにならないように、適切に行っていただくことを要望しておきたいと思います。

○岩切議長 これで村山議員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩切議長 質疑なしと認めます。

これで議案第10号から議案第19号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第10号から議案第19号を一括議題といたします。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩切議長 討論なしと認めます。

これで議案第10号から議案第19号に対する討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第10号平成25年度春日那珂川水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○岩切議長 全員賛成であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号平成25年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○岩切議長 全員賛成であります。よって、議案第11号は認定することに決しました。

議案第12号平成26年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○岩切議長 全員賛成であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号春日那珂川水道企業団水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○岩切議長 全員賛成であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号春日那珂川水道企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○岩切議長 全員賛成であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○岩切議長 全員賛成であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号春日那珂川水道企業団個人情報保護審査会委員の任命について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○岩切議長 全員賛成であります。よって、議案第16号は原案のとおり同意されました。

議案第17号春日那珂川水道企業団個人情報保護審査会委員の任命について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○岩切議長 全員賛成であります。よって、議案第17号は原案のとおり同意されました。

議案第18号春日那珂川水道企業団個人情報保護審査会委員の任命について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○岩切議長 全員賛成であります。よって、議案第18号は原案のとおり同意されました。

議案第19号春日那珂川水道企業団個人情報保護審査会委員の任命について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○岩切議長 全員賛成であります。よって、議案第19号は原案のとおり同意されました。

以上で今次定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて平成26年第2回春日那珂川水道企業団議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉会 14時33分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年10月7日

春日那珂川水道企業団議会議長 岩切幹嘉

2番 中原智昭

3番 原口憲雄